

北本市議会議員 桜井 卓(さくらい すぐる)

平成7年4月～平成31年3月 埼玉県職員(24年間)

※ 税務課、財政課、上尾市納税課などで勤務

令和元年5月1日～ 北本市議会議員(2期目)

健康福祉常任委員会、埼玉中部環境保全組合

会派:緑風会

公式HP [sakuraisuguru.jp](http://sakuraisuguru.jp) ←ぜひご覧ください。

1. 決算に必要な基礎知識
2. 決算審査の準備
3. 決算の見方(①収支、②指標、③歳入、④歳出、⑤自治体間比較)
4. 決算に関する質疑のポイント
5. 北本市における審査の事例

## 第五節 決算

4月1日～3月31日

5月31日

(決算)



第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。 →【行政報告書】 →5ページ
- 6 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
- 7 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

## 【基本的な支出の流れ】

- 1 執行伺い
- 2 入札
- 3 契約
- 4 納品
- 5 完了検査 ←ここまでを3月中に
- 6 支払い ←ここまでを5月中に

歳入歳出決算書(款項のみ)

監査意見書

主要な施策の成果を説明する書類

その他政令で定める書類

地方自治法施行令第166条第2項

- 歳入歳出決算事項別明細書
- 実質収支に関する調書
- 財産に関する調書

- 金額以外の情報を得ることができる極めて重要な資料。
- 主要な施策の成果を説明する書類(行政報告書)の様式は定められていない。
- 自治体によって内容(充実度)が異なる。
- 繰り返し資料要求→行政報告書に掲載させる。
- 行政報告書をWebで公開させる。

北本市  
行政報告書⇒



# 決算審査に必要な基礎知識

## 予算の基本原則

総計予算主義	歳入・歳出の全てを漏らすことなく予算に記載しなければならない。210条 但し、予備費は用途が決まっていない。217条
単一予算主義	歳入・歳出を記載する予算は1つだけ。 特別会計は例外として認められている。209条
予算事前議決	予算は事前に議会の議決が必要。211条 専決処分は可能だが、次の会議で議会に報告し、承認を求める。179条3項
会計年度独立 (単年度主義)	年度の歳出はその年度の歳入で賄わなければならない。208条 複数年度→継続費、債務負担行為、地方債、繰越明許・事故繰越し
予算公開	予算に関する情報はすべて住民に公開されなくてはならない。219条
流用の禁止	歳出予算の経費は各款の間・各項の間で相互に流用することができない。 予算の定めがあれば流用できる。220条2項 「款」「項」「目」「節」

地方自治法第9章「財務」(予算・契約・財産等)の知識を身に付けたい

# 決算審査に必要な基礎知識

## 予算の内容（地方自治法二百十五条）

歳入歳出予算	歳入＝会計年度における全ての収入を指し、歳入予算とはその見積りとなっているが、収入の限度や内容を制限する拘束力はない。 歳出＝会計年度における全ての支出を指し、歳出予算とはその見積りであると同時に、支出の限度や内容を制限する拘束力を有している。
継続費	2か年度以上にわたる事業等を実行するにあたり、支出すべき総額及び年度割についてあらかじめ議会の議決を経て数年度に渡って支出することが可能となった経費
繰越明許費	何らかの事由により、当該年度に支出が終わらない見込のもの、又は予算成立後の事由等により年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用できる制度
債務負担行為	賃借料等の数年度にわたる事業支出、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政負担を約束する行為
地方債	地方公共団体が年度間の負担の公平性の確保などから、建設事業等の財源とするための長期借入金で、償還が一会計年度を超えるもの
一時借入金	一会計年度において、現金が不足した場合に、金融機関などから一時的に借入れを行うもので、当該年度内に償還するもの
歳出予算の各項の経費の金額の流用	項に盛られた経費の金額といえども軽微なもの、定形的なものについては、一々これを議会に付議するまでもなく、長が必要に応じて流用できる範囲を予め予算として定めておき、行政運営の円滑化を図るもの。主に人件費が対象となる。



## 特に知っておいて欲しい用語

支出負担行為	支出の原因となるべき契約その他の行為 予算が成立していなければ、支出負担行為をすることができない。いつ支出負担行為をしたのか(どの行為が支出負担行為なのか)が重要になることがある。 執行伺い→入札→契約・支出負担行為→事業実施→履行確認→支払い、というのが一般的な流れ
会計年度 所属区分	何を基準として所属する会計年度を決定するか。 (地方自治法施行令142条、143条に規定)
出納整理期間	未払金・未収金の整理を行うための期間 会計年度終了(3月末)後、5月末までが出納整理期間 新たな支出負担行為はできない。 年度内発注→納品が4月1日以降＝繰越し扱い

## 地方自治法 第2条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、**最少の経費で最大の効果**を挙げるようにしなければならない。

## 地方財政法

### (予算の編成)

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

### (予算の執行等)

第4条 地方公共団体の経費は、その**目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。**

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

- 比較資料の作成
- 前年度との比較(書き込み)
- 制度の理解(メモ書き、コピーの貼り付け)

人によってそれぞれ違う。先輩議員のやり方を参考に自分流を見つけよう！

- 当該年度の最終予算 ← 事項別明細に記載済み
- 前年度の決算
- 各種計画
- 近隣自治体や同種の自治体の決算
- 金額だけでなく単価・数量なども要チェック
- ゼロ予算事業についても確認

# 決算の見方（①収支）

## 収支の見方

区分	計算	令和3年度	令和2年度	説明
歳入決算額	A	25,587,895	29,042,570	基金繰入金や市債(借入金)を含む
歳出決算額	B	24,082,292	27,852,910	積立金を含む
歳入歳出差引額	C=A-B	1,505,603	1,189,660	形式収支
翌年度繰越財源	D	9,397	39,134	繰越事業の財源として繰越すもの
実質収支	E=C-D	1,496,206	1,150,526	「黒字団体」「赤字団体」の判断基準
単年度収支	F	345,680	135,020	実質収支－前年度実質収支
積立金	G	638,061	512,041	実質的な黒字要素①
繰上償還金	H	0	0	実質的な黒字要素②
積立金取崩し額	I	0	269,365	実質的な赤字要素
実質単年度収支	F+G+H-I	983,741	377,696	単年度収支から実質的な黒字・赤字要素を取り除いたもの

- 例えば…100万円納税、活用されたのは90万円。残りの10万円は翌年度以降に備えて貯蓄。←これは納税者の感情としてどうか？  
→「黒字」なら良いという単純な話ではない。
- 適債事業にどの程度地方債を充当しているか？ ←何のために起債するのか？
- 特定目的基金への積立額は妥当か？

# 決算の見方 (②各種指標)

## 決算カード

### 29 北本市

令和3年度決算状況		地方公共団体コード	112330	R2国調	65,201人	R4.1.1	65,817人	R2国調世帯数	27,403世帯	面積(km <sup>2</sup> )	19.82
市町村別個表(決算カード)		市町村番号	29	H27国調	67,409人	うち日本人	(65,178人)	H27国調世帯数	26,845世帯	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	3,290
		市町村名	北本市	増減率	-3.3%	住民基本台帳人口	66,022人				
		市町村類型	II-3			R3.1.1	(65,384人)				
		地方交付税種地	II-6			うち日本人	-0.3%				
						増減率	(-0.3%)				
						うち日本人					
歳入の状況 (単位:千円・%)			産業構造			人口集中地区人口			区分 (単位:千円・%)		
区分	決算額	構成比	經常一般財源等	構成比	区分	R2国調	H27国調	R2国調	標準財政収入額	7,729,306	
地方税	8,857,939	34.4	8,462,652	63.7	第1次	461人	469人	52,522人	標準財政需要額	10,547,334	
地方譲与税	147,166	0.6	147,166	1.1	第2次	6,733人	7,587人	53,497人	標準税収入額	9,794,266	
利子割交付金	5,907	0.0	5,907	0.0	第3次	22.9%	24.5%		標準財政規模	13,894,041	
配当割交付金	57,760	0.2	57,760	0.4		22,182人	22,861人		財政力指数(3か年平均)	0.77	
株式等譲渡所得割交付金	68,470	0.3	68,470	0.5		75.5%	73.9%		実質収支比率	10.8	
分離課税所得割交付金	0	0.0	0	0.0					經常一般財源等比率	95.5	
地方消費税交付金	1,430,857	5.6	1,430,857	10.8					公債費負担比率	14.3	
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0					実質公債費比率	7.3	
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0					実質赤字比率	-	
軽油・自動車取得税交付金	8	0.0	0	0.0					連結実質赤字比率	-	
自動車税環境性能割交付金	19,252	0.1	19,252	0.1					将来負担比率	4.8	
法人事業税交付金	69,018	0.3	69,018	0.5							
地方特例交付金等	107,143	0.4	105,389	0.8							
地方交付税	3,003,939	11.7	2,820,402	21.2							
うち普通交付税	2,820,402	11.0	2,820,402	21.2							
うち特別交付税	183,503	0.7	0	0.0							
うち震災復興特別交付税	34	0.0	0	0.0							
(一般財源計)	13,767,459	53.5	13,186,873	99.3							
交通安全対策特別交付金	7,646	0.0	7,646	0.1							
分担金・負担金	85,067	0.3	0	0.0							
使用料	125,474	0.5	68,466	0.5							
手数料	45,002	0.2	90	0.0							
国庫支出金	5,519,292	21.5	0	0.0							
国有提供交付金	0	0.0	0	0.0							
果支出金	1,415,641	5.5	0	0.0							
財産収入	19,913	0.1	10,336	0.1							
寄附金	912,796	3.5	0	0.0							
繰入金	486,429	1.9	0	0.0							
繰越金	1,206,917	4.7	0	0.0							
諸収入	266,363	1.0	1,680	0.0							
地方債	1,865,000	7.3	0	0.0							
うち臨時財政対策債	1,279,300	5.0	0	0.0							
うち減収補てん償特別分	0	0.0	0	0.0							
歳入合計	25,722,999	100.0	13,275,091	100.0							
性質別歳出の状況 (単位:千円・%)			目的別歳出の状況 (単位:千円・%)			Aのうち普通建設事業費			Aの充当一般財源等		
区分	決算額	構成比	充当一般財源等	構成比	区分	決算額A	構成比	区分	決算額	構成比	
人件費	3,455,659	14.3	3,167,321	23.9	議会費	214,466	0.9	0	214,466	0.8	
うち職員給与	2,191,518	9.1	1,966,077	14.8	総務費	4,461,574	18.4	31,590	3,691,136	14.3	
扶助費	6,490,635	26.8	1,417,402	10.7	民生費	9,974,136	41.2	63,920	4,330,918	16.8	
公債費	2,487,781	10.2	2,484,408	18.7	衛生費	1,929,736	8.0	18,127	1,157,207	4.5	

決算カードを見てみよう!

赤枠のところに聴き慣れない用語がたくさん...

区分 (単位:千円・%)	
標準財政収入額	7,729,306
標準財政需要額	10,547,334
標準税収入額	9,794,266
標準財政規模	13,894,041
財政力指数(3か年平均)	0.77
実質収支比率	10.8
經常一般財源等比率	95.5
公債費負担比率	14.3
実質公債費比率	7.3
実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
将来負担比率	4.8

### 決算カード

各年度に実施した地方財政状況調査（**決算統計**）の集計結果に基づき、都道府県・市町村ごとの**普通会計**歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、団体ごとに1枚のカードに取りまとめたもの。

統一的な基準で作成するため、自治体間の比較に適している。総務省が全自治体の決算カードを公開している。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0107/zaiseitantou/sichousonkessan.html> (埼玉県市町村決算の概況)



# 決算の見方（②各種指標）

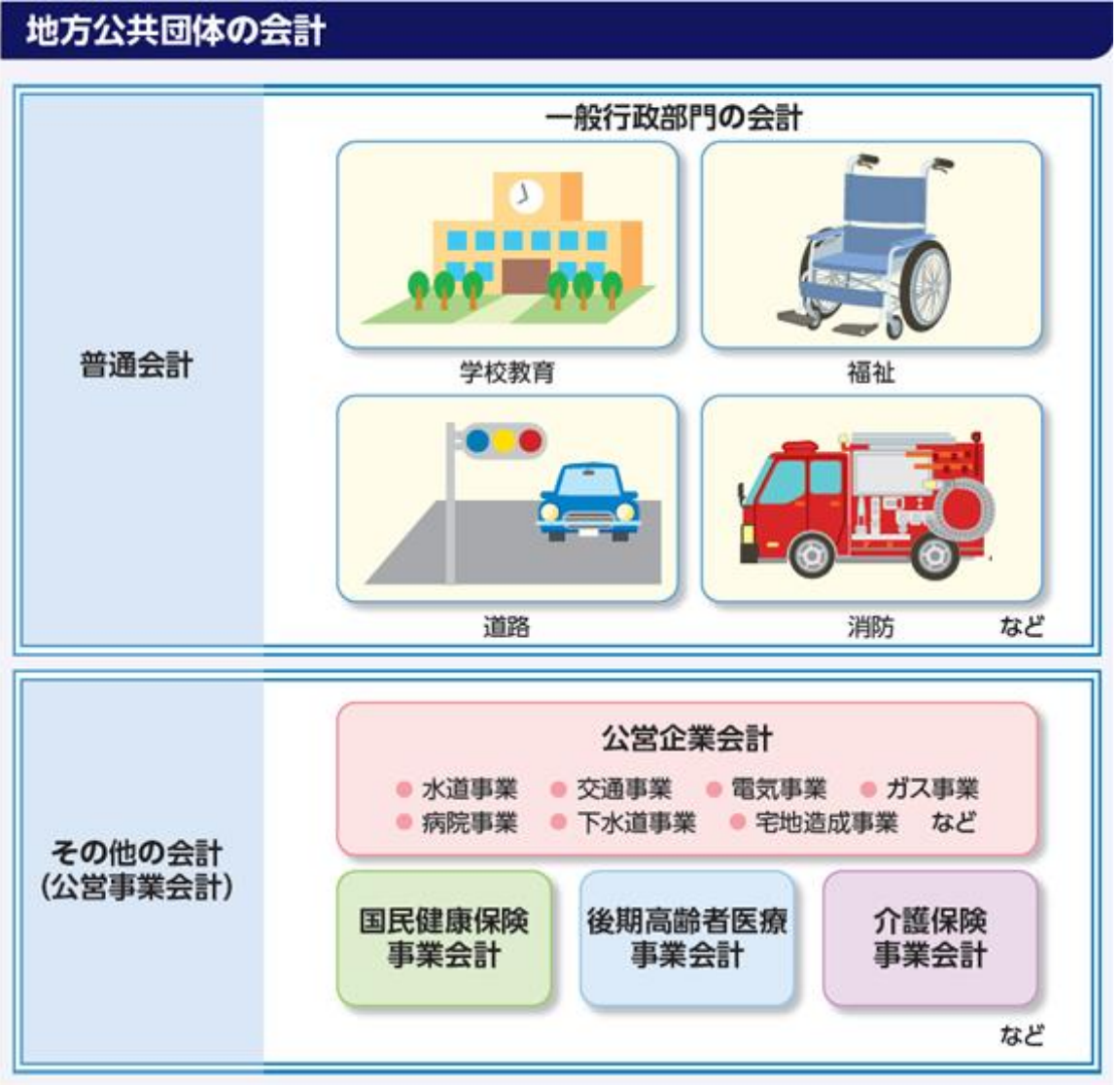
## 一般会計と普通会計の違い

### 地方公共団体の会計の決算統計上の分類

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一様ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに**地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から**、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分しています。【引用：総務省ホームページ】

### 北本市の場合

公営企業会計（想定企業会計を含む。）、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療以外の特別会計を合算したもの。北本市では想定企業会計を除いた一般会計決算額と久保特定土地区画整理事業特別会計決算額の合計から会計間の重複を控除したもの。



## 財政状況資料集

決算統計データ等に基づく①決算カード、②財政状況等一覧表、③財政比較分析表、④歳出比較分析表を作成し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政指標については⑤健全化判断比率・資金不足比率カードを作成し、公表してききましたが、各様式で重複しているデータを整理し、より有用な財政情報の開示にするため、平成22年度決算分から新たに「財政状況資料集」として再編成を行いました。



[総務省 | 地方財政状況調査関係資料 | 財政状況資料集  
\(soumu.go.jp\)](https://soumu.go.jp)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入決算額	20,420,540	20,787,266	22,298,687	21,882,341	19,931,028	20,352,815	19,787,116	19,729,591	21,267,398	29,042,570	25,587,895
歳出決算額	19,647,119	19,780,645	21,315,643	20,943,175	19,030,377	19,525,223	19,117,916	18,887,832	20,240,185	27,852,910	24,082,292
歳入歳出差引額	773,421	1,006,621	983,044	939,166	900,651	827,592	669,200	841,759	1,027,213	1,189,660	1,505,603
翌年度繰越財源	94,212	216,672	175,222	52,100	23,200	89,481	15,879	18,877	11,707	39,134	9,397
実質収支	679,209	789,949	807,822	887,066	877,451	738,111	653,321	822,882	1,015,506	1,150,526	1,496,206
単年度収支	-10,079	110,740	17,873	79,244	-9,615	-139,340	-84,790	169,561	192,624	135,020	345,680
積立金	23,698	130	440,798	245,890	458,711	450,037	370,072	330,634	421,681	512,041	638,061
繰上償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金取り崩し額	0	264,936	0	0	360,425	896,699	499,879	154,340	423,853	269,365	0
実質単年度収支	13,619	-154,066	458,671	325,134	88,671	-586,002	-214,597	345,855	190,452	377,696	983,741
基準財政需要額	8,787,539	8,825,455	8,787,539	9,080,573	9,635,028	9,648,207	9,620,896	9,547,861	9,717,179	10,019,320	10,547,334
基準財政収入額	6,921,243	6,943,939	6,921,243	7,273,125	7,823,176	7,945,265	7,981,480	7,689,775	7,703,328	7,890,830	7,729,306
標準税収入額					9,988,233	10,159,899	10,223,204	9,821,372	9,835,921	9,993,742	9,794,266
標準財政規模	11,898,088	12,068,577	11,898,088	12,294,450	12,701,606	12,623,416	12,743,810	12,731,081	12,787,674	13,019,673	13,894,041
経常収支比率	91.0	85.9	91.0	86.4	89.6	90.6	93.5	91.8	90.9	91.2	85.3
財政力指数	0.815	0.784	0.815	0.788	0.800	0.812	0.822	0.819	0.809	0.795	0.771
実質収支比率	5.9	6.8	5.9	7.3	7.0	5.9	5.2	6.8	8.0	9.0	10.8
実質公債費比率	7.6	4.9	7.6	3.9	3.5	4.6	6.2	7.3	7.3	7.4	7.3
将来負担比率				52.5	42.4	42.5	41.5	34.3	27.1	18.9	4.8
経常一般財源等比率							92.0	93.7	94.7	94.8	95.5
公債費負担比率	11.8	11.5	11.8	12.2	13.0	14.4	15.5	15.9	15.2	14.8	14.3
義務的経費比率	46.8	41.6	46.8	43.4	50.4	51.5	53.1	53.7	51.8	39.0	51.4
一般財源比率	66.1	62.9	66.2	65.4	75.4	74.8	73.4	74.1	71.0	55.7	67.8
実質債務残高比率	172.8	214.2	172.8	229.9	225.6	226.5	234.2	222.1	213.6	202.7	183.5
ラスパイレス指数	101.9	101.9	101.9	101.5	99.9	100.8	101.2	100.8	100.8	100.6	100.6
一般財源	13,644,149	14,138,684	13,644,149	14,422,033	15,120,711	15,330,248	14,640,059	14,710,729	15,106,626	16,202,229	17,433,979
積立基金現在高	4,528,462	3,409,370	4,528,462	2,948,571	3,276,951	3,088,061	3,068,183	3,492,571	3,471,484	4,074,321	5,733,339
うち財政調整基金	1,162,108	1,238,100	1,162,108	1,483,989	1,582,276	1,135,614	1,005,807	1,182,101	1,181,428	1,422,605	2,060,666
うち減債基金						798,730	829,028	709,539	512,942	473,282	944,082
地方債残高	18,278,606	22,832,684	18,278,606	24,422,037	24,280,393	23,698,288	23,300,902	22,806,984	22,288,055	21,471,046	20,946,594
債務負担行為	2,277,297	3,020,149	2,277,297	3,875,526	4,376,896	4,888,352	6,529,645	5,570,947	5,027,890	4,919,556	4,552,095
経常一般財源				11,781,695	12,047,057	11,984,988	11,730,288	11,932,046	12,112,949	12,342,219	13,275,091
臨財債等を含む				12,891,895	12,966,857	12,753,488	12,618,188	12,982,546	13,053,549	13,288,319	14,554,391
経常経費充当一財				11,132,396	11,620,497	11,555,528	11,793,065	11,921,900	11,870,072	12,113,896	12,422,139
うち公債費				1,730,211	1,928,338	2,174,711	2,235,043	2,315,849	2,301,177	2,398,137	2,484,408
公債費の割合				15.5%	16.6%	18.8%	19.0%	19.4%	19.4%	19.8%	20.0%
経常収支比率				86.4%	89.6%	90.6%	93.5%	91.8%	90.9%	91.2%	85.3%
経常収支比率◎				94.5%	96.5%	96.4%	100.5%	99.9%	98.0%	98.2%	93.6%

# 決算の見方（②各種指標）

## 健全化判断比率

項目	説明
実質赤字比率	地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの
連結実質赤字比率	公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの
実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの
将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25%~15%	16.25%~20%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	なし

比率だけを見るのではなく、構成要素の数値を個別に見ていこう！

→ 財政状況資料集で確認(埼玉県ホームページ)

# 決算の見方 (③歳入)

歳入の見方 (決算書・事項別明細)

## 令和 3 年度 北本市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1 市税		8,509,556,000	9,050,641,138	8,857,938,760	12,803,827	179,898,551	348,382,760
	1 市民税	4,057,496,000	4,313,965,386	4,231,885,733	8,887,649	73,192,004	174,389,733
	2 固定資産税	3,561,832,000	3,748,645,245	3,666,062,672	3,066,950	79,515,623	104,230,672
	3 軽自動車税	131,951,000	152,889,617	146,268,353	509,716	6,111,548	14,317,353
	4 市たばこ税	368,347,000	418,435,079	418,435,079	0	0	50,088,079
	5 特別土地保有税	1,000	2,783,000	0	0	2,783,000	-1,000
	6 都市計画税	388,039,000	411,358,711	392,722,823	339,512	18,296,376	4,683,823
	7 入湯税	1,890,000	2,564,100	2,564,100	0	0	674,100

歳 入

1-1-1 個人

款 項	目	予 算 現 額				調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考			
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計						節		
											区 分	金 額	
1 市税		円	円	円	円	円	円	円	円				
	1 市民税	8,139,556,000	370,000,000		8,509,556,000	9,050,641,138	8,857,938,760	12,803,827	179,898,551				
	1 個人	3,687,496,000	370,000,000		4,057,496,000	4,313,965,386	4,231,885,733	8,887,649	73,192,004				
		3,431,405,000	200,000,000		3,631,405,000	3,840,785,121	3,764,913,833	8,030,083	67,841,205				
						1 現年課税分	3,612,820,000	3,751,149,809	3,709,808,405	46,785	41,294,619	現年課税分	3,709,808,405
						2 滞納繰越分	18,585,000	89,635,312	55,105,428	7,983,298	26,546,586	滞納繰越分	55,105,428



# 決算の見方（③歳入）

## 歳入の見方（款別）

### ◆歳入 款別

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	増減率
市税	8,926,424,195	42.0%	8,844,360,108	30.5%	8,857,938,760	34.6%	13,578,652	0.2%
地方譲与税	143,182,014	0.7%	144,020,000	0.5%	147,166,000	0.6%	3,146,000	2.2%
利子割交付金	6,894,000	0.0%	7,207,000	0.0%	5,907,000	0.0%	-1,300,000	-18.0%
配当割交付金	44,860,000	0.2%	38,056,000	0.1%	57,760,000	0.2%	19,704,000	51.8%
株式譲渡所得割交付金	27,047,000	0.1%	45,456,000	0.2%	68,470,000	0.3%	23,014,000	50.6%
法人事業税交付金			43,336,000	0.1%	69,018,000	0.3%	25,682,000	59.3%
地方消費税交付金	1,071,977,000	5.0%	1,319,791,000	4.5%	1,430,857,000	5.6%	111,066,000	8.4%
自動車取得税交付金	31,930,651	0.2%		0.0%		0.0%		
環境性能割交付金	9,664,201	0.0%	19,905,306	0.1%	19,252,000	0.1%	-653,306	-3.3%
地方特例交付金	122,824,000	0.6%	67,643,000	0.2%	107,143,000	0.4%	39,500,000	58.4%
地方交付税	2,202,702,000	10.4%	2,315,061,000	8.0%	3,003,939,000	11.7%	688,878,000	29.8%
交通安全対策特別交付金	7,568,000	0.0%	8,270,000	0.0%	7,646,000	0.0%	-624,000	-7.5%
分担金及び負担金	78,624,329	0.4%	53,906,730	0.2%	59,379,500	0.2%	5,472,770	10.2%
使用料及び手数料	171,211,861	0.8%	160,014,559	0.6%	169,388,319	0.7%	9,373,760	5.9%
国庫支出金	3,011,222,567	14.2%	10,618,782,147	36.6%	5,456,655,216	21.3%	-5,162,126,931	-48.6%
県支出金	1,298,597,949	6.1%	1,368,250,034	4.7%	1,409,939,431	5.5%	41,689,397	3.0%
財産収入	22,647,208	0.1%	16,830,978	0.1%	19,912,640	0.1%	3,081,662	18.3%
寄附金	252,587,029	1.2%	605,206,061	2.1%	912,796,474	3.6%	307,590,413	50.8%
繰入金	873,634,851	4.1%	574,180,681	2.0%	485,533,800	1.9%	-88,646,881	-15.4%
繰越金	841,759,736	4.0%	1,027,212,738	3.5%	1,189,659,571	4.6%	162,446,833	15.8%
諸収入	441,938,875	2.1%	342,280,832	1.2%	317,233,561	1.2%	-25,047,271	-7.3%
市債	1,680,100,000	7.9%	1,422,800,000	4.9%	1,792,300,000	7.0%	369,500,000	26.0%
歳入合計	21,267,397,466	100.0%	29,042,570,174	100.0%	25,587,895,272	100.0%	-3,454,674,902	-11.9%

# 決算の見方 (③歳入)

歳入の見方 (決算書・事項別明細)

項目	内容・確認事項
予算現額	予算で定められた見積額 (決算額が超過することもある)
調定額	歳入すべきものとして決定された額 ★予算額との乖離、前年度との比較などを確認
収入済額	調定額に対し、実際に収入された額 ★調定額と一致しない場合は、 <b>不納欠損</b> 又は <b>収入未済</b> が計上
<b>不納欠損額</b>	調定したものの納付されないことが確定した額 ★不納欠損額の推移や不納欠損となった理由を確認 (債権の放棄には議決が必要。時効により消滅することもある。)
<b>収入未済額</b>	調定したもののうち、当該年度中に収入されなかったもの 調定額－収入済額－不納欠損額＝収入未済額 ★収入未済額の推移や収入未済となった理由、今後の収入見込みについて確認

# 決算の見方 (③歳入)

## 歳入の見方 (税込)

項目	内容・確認事項
調定額	正しく課税されているか。タテ(過去推移)ヨコ(他団体)比較。 課税されるべきものにきちんと課税されているか。 ★注意すべきは固定資産税の焼却資産、法人市民税均等割
収入済額	納税率(=収入済額/調定額)を確認。他団体との比較も。 現年度分と滞納繰越分に分けて確認を。
不納欠損額	単純時効がないか(不納欠損の種類:①即時消滅(死亡で相続放棄など)、②執行停止後3年経過、③単純時効)
収入未済額	いつ課税されたものか。←そもそも納付が見込まれるのか 収入未済額のうち、滞納処分の執行停止済みはどれくらいあるか。また、差押・参加差押・交付要求済みやどれくらいあるか。 ※滞納処分を行っている間は時効が進行しない。

➤ 納税率向上には、早期の滞納処分の執行停止がとても重要



県内市町村の課税・納税状況については私のホームページも参考にしてください。

## 課税

◆資料 [2021\(令和3\)年度 埼玉県市町村決算比較資料 | 桜井すぐる official site \(sakuraisuguru.jp\)](#)



## 納税(滞納整理)

[埼玉県市町村 市町村税滞納整理状況分析 \(H25~R3決算\) | 桜井すぐる official site \(sakuraisuguru.jp\)](#)



# 決算の見方 (③歳入)

## 歳入の見方 (地方消費税交付金)

項目	内容	
課税主体	都道府県	
納税義務者	譲渡割…課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 貨物割…課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者	
課税方式	譲渡割…当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) 貨物割…国(税関)に消費税と併せて申告納付	
課税標準	消費税額	
税率	～令和元年9月	消費税と合わせ8%、うち地方消費税1.7%
	令和元年10月～	消費税と合わせ10%、うち地方消費税2.2%(軽減対象はそれぞれ8%、1.76%)
使途 (要公表)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)	
清算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算 (1)「小売年間販売額(商業統計)」と(2)「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額:ウェイト50%、(3)「人口(国勢調査)」ウェイト50%	
交付金	税込(清算後)の2分の1を市町村に交付 ←地方消費税交付金 交付基準 = 人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)	
沿革	H9.4:創設、H26.4:税率25/100(消費税率換算1%)から17/63(消費税率換算1.7%)に引上げ、 R元.10:税率17/63(消費税率換算1.7%)から22/78(消費税率換算2.2%)に引上げ	

### 地方交付税制度の概要

#### 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

#### 地方交付税制度の概要

**性 格**：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

**総 額**：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

**種 類**：普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

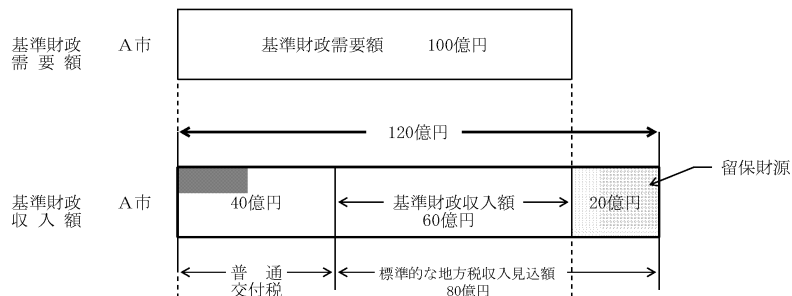
#### 普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 原則として75%

#### 普通交付税の仕組み



地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、**団体間の財源の不均衡を調整**し、すべての地方団体が**一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地**から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「**国が地方に代わって徴収する地方税**」（固有財源）という性格をもっています。

### 関連ワード

地方財政計画(毎年1月に総務省が公表)

総務省「地方財政制度」のサイトを見る習慣をつけましょう。

- 交付税額の増減だけではなく、その内訳（特に基準財政需要額の増減）を確認する【上級者向け】。
- 財政措置（地方交付税措置）＝一般的には基準財政需要額に加算されること。実際の支出額と交付税上の計算額の差異について確認したい。
- 地方交付税だけでなく『臨時財政対策債』との合算で確認する。

臨時財政対策債とは、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を一旦地方公共団体で借金をしてまかなっておく地方債のことです。  
地方交付税の振替として発行する地方債であり、実質的には地方交付税と言えるものです。

（埼玉県ホームページから）

# 決算の見方（④歳出）

歳出の見方（決算書・事項別明細）

項目	内容・確認事項
予算現額	予算で定められた上限額(支出済額が超過する場合には、流用や予備費充当が必要)
支出済額	年度内に履行確認し、出納閉鎖までに支出済みする必要がある。通常は備考欄に事業ごとの内訳が記載されている。
翌年度繰越額	内訳(①継続費逡次繰越、②繰越明許費、③事故繰越し) ①②は予算の一部、繰越計算書を議会(6月)に報告 ③は予算の例外だが、繰越計算書の報告は②と同様に必要
不用額	予算計上したものの使わなかった額 ★補正予算で減額しなかった(できなかった)理由を確認

- 流用と予備費の充用について、しっかり確認しよう！
- 行政報告書で具体的な成果(数量)を確認しよう！

# 決算の見方 (④歳出)

歳出の見方 (目的別・性質別)

## 令和3年度決算カード(朝霞市)

性質別区分の解説は総務省HPで→



性質別歳出の状況 (単位:千円・%)						目的別歳出の状況 (単位:千円・%)					
区分	決算額	構成比	充当一般財源等	経常経費充当一般財源等	経常収支比率	区分	決算額A	構成比	Aのうち普通建設事業費	Aの充当一般財源等	
人件費	7,246,714	14.3	6,539,424	6,535,762	23.3	議会費	279,815	0.6	0	279,815	
うち職員給	4,633,788	9.1	4,246,882	—	—	総務費	6,422,652	12.7	73,295	5,707,688	
扶助費	18,515,215	36.5	5,241,540	5,224,577	18.6	民生費	26,699,635	52.6	23,938	11,771,770	
公債費	3,165,268	6.2	3,165,268	3,165,268	11.3	衛生費	4,192,810	8.3	249,063	2,664,603	
内元利償還金	3,165,268	6.2	3,165,268	3,165,268	11.3	労働費	16,393	0.0	0	15,525	
訳一時借入金利息	0	0.0	0	0	0.0	農林水産業費	69,206	0.1	3,904	63,558	
(義務的経費計)	28,927,197	57.0	14,946,232	14,925,607	53.1	商工費	377,530	0.7	5,878	153,408	
物件費	8,793,332	17.3	5,843,915	5,217,783	18.6	土木費	2,651,631	5.2	903,054	1,655,605	
維持補修費	449,853	0.9	324,510	324,309	1.2	消防費	1,397,791	2.8	3,431	1,395,868	
補助費等	4,590,411	9.0	3,530,350	2,905,004	10.3	教育費	5,455,830	10.8	957,233	3,603,273	
うち一部事務組合負担金	1,539,191	3.0	1,539,191	1,401,206	5.0	災害復旧費	0	0.0	0	0	
繰出金	3,521,271	6.9	2,966,187	2,624,656	9.3	公債費	3,165,268	6.2	0	3,165,268	
積立金	2,180,526	4.3	2,173,707	0	0.0	諸支出金	0	0.0	0	0	
投資・出資・貸付金	46,175	0.1	12,899	12,899	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	
前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0	歳出合計	50,728,561	100.0	2,219,796	30,476,381	
投資的経費	2,219,796	4.4	678,581	経常経費充当一般財源等計		国民健康保険	889,073		国民健康保険の状況	実質収支	252,338
うち人件費	50,926	0.1	50,926	26,010,258	千円	後期高齢者医療	1,280,488		再差引収支	251,384	
普通建設事業費	2,219,796	4.4	678,581	経常収支比率		介護保険	1,282,809		加入世帯数	17,059	
うち補助	425,109	0.8	21,015	92.6	%	住宅用地造成	0		被保険者数	24,707	
うち単独	1,794,249	3.5	657,128	95.4	%	下水道	386,411		被保険者1人当たり		
災害復旧事業費	0	0.0	0	(臨財債・減収補てん債除く)		病院	0		保険税(料)収入額	111	
失業対策事業費	0	0.0	0	歳入一般財源等		その他	72,408		国庫支出金	0	
				33,415,951	千円	合計	3,911,189		保険給付費	292	
歳出合計	50,728,561	100.0	30,476,381								

- 普通会計決算の概要（速報9月、確定12月）
- 市町村決算カード（2月）
- 市町村税財政資料集（3月）
- 決算に基づく健全化判断比率（確定値）（3月）
- 財政状況資料集
- 類似団体比較カード



# 決算に関する質疑のポイント

決算に関する質疑のポイント

北本市の例	総括質疑	予算決算委員会(分科会)
制限時間等	各会派 45+5 (n-2) 分	なし
通告	必要	不要
執行部出席者	市長、教育長、部長	部長、課長、主幹 (部ごとに審査)

- 委員会(分科会)では聴けない(答えられない)ことを本会議で質す【総論・財政運営・所管が複数又は不明確など】。
- 問題点を事前につかみ、討論・採決までイメージして議案(総括)質疑・委員会審査に臨む。



## 令和元年度 介護保険特別会計歳入歳出決算

- 令和2年3月補正予算で不用額を減額
- 令和2年3月実績(5月支払い)分まで減額補正していたことが発覚 → 令和元年度予算から支出不能
- 令和元年度予算から支出すべきものを令和2年度予算から支出

最終予算額 4,013,335千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
誤		3,941,798,170	4,889,653,103	
正	4,020,735,238	4,284,348,848	4,547,102,425	4,583,353,654
差		342,550,678	342,550,678	

不認定にはならなかったものの…

北本市プレミアム付商品券（クーポン型）事業 補正予算参考資料

令和3年5月24日  
産業観光課

- 1 当初予算 **令和2年度補正第8号(12月議会)**
- (1) 額面総額（枚数）  
負担金  $500円 \times 10枚 \times 29,800冊 = 149,000,000円$  (298,000枚)
- (2) 利用見込金額（枚数）  
負担金  $149,000,000円 \times 60\% = 89,400,000円$  (178,800枚)  
→ 予算額 89,400,000円 (当初予算額)  
手数料  $11円 \times 178,800枚 = 1,966,800円$   
→ 予算額 1,967,000円 (当初予算額)
- 2 実績額・執行残額（枚数）
- (1) 換金実績（3月1日～3月15日利用分）  
(換金期間3月19日～3月24日（6日間））  
執行済額 換金額 22,844,000円 (45,688枚)  
手数料 502,568円 (11円×45,688枚)  
繰越予算額 換金分 66,556,000円  
手数料 1,464,000円
- (2) 換金実績（3月16日～4月15日利用分）※5/9時点  
(換金期間4月20日～4月23日（4日間））  
執行済額 換金額 53,242,500円 (106,485枚)  
手数料 1,171,335円 (11円×106,485枚)  
執行残額 換金額 13,313,500円  
手数料 292,665円
- (3) 補正後予算額 換金分  $13,313,500円 + 39,871,000円 = 53,184,500円$   
手数料  $292,665円 + 879,000円 = 1,171,665円$
- (4) 換金実績（4月16日～4月30日利用分）※5/20時点  
(換金期間5月10日～5月24日（15日間））  
執行済額 換金額 36,099,000円 (72,198枚)  
※補正予算分は22,785,500円  
手数料 794,178円 (11円×72,198枚)  
※補正予算分は501,270円  
執行残額 換金分 17,085,500円  
手数料 377,487円
- 3 補正額の積算根拠  
換金見込額  $53,184,000円 - 13,313,500円 = 不足額 39,870,500円$   
→ 補正額 39,871,000円  
手数料  $1,170,048円 - 292,665円 = 不足額 877,383円$   
+ 調整額1,000円 = 878,383円  
→ 補正額 879,000円  
補正額合計  $39,871,000円 + 879,000円 = 40,750,000円$

## プレミアム付商品券(クーポン型)事業

- 令和2年度補正予算に予算計上、実施は令和3年3月、4月(繰越明許)
- **予算額以上のクーポン券を発行したところ、**予算額を上回る利用あり。
- 予算を上回った分について令和3年度補正予算に計上(専決処分)
- 予算額を上回るクーポン券発行は適正か？
- 令和2年度中にクーポン券を発行しているのに令和3年度予算から支出できるのか？
- 財源も臨時交付金から一般財源に。

ご清聴ありがとうございました。